

○亀山市男女が生き生き輝く条例

平成20年6月27日

条例第20号

わたしたちのまち亀山市は、豊かな自然と悠久の歴史を大切にしながら、市民、事業者、行政等が協働し、市民一人ひとりが主役となって、生き生きと輝くまちづくりを進めています。

本市を更に住み心地のよい豊かで魅力的なまちに発展させるためには、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考えやそれに基づく社会の制度や慣行を見直し、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な分野において、男女が共に助け合い、お互いを大切にし、お互いを認め合いながら心豊かに暮らせるまちの実現が重要です。

そこで、誰もが個性と能力を十分発揮でき、対等なパートナーとして、自らの意思で様々な活動に参画し、共に責任を担うことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市民、事業者、各種活動団体及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、自らの意思によって社会の様々な分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的改善措置 男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、積極的に格差を是正するための措置をいいます。
- (3) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいいます。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内で事業を行う個人、法人その他の団体をいいます。
- (5) 各種活動団体 地域活動及び市民活動を行う団体をいいます。
- (6) 教育に携わる者 社会教育、学校教育、家庭教育その他あらゆる教育に携わる者をいいます。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、配偶者であった者、恋人及び同棲関係にある者に対する身体的、性的、精神的、経済的又は社会的暴力をいいます。

- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、他の者に不快感若しくは精神的苦痛を与えること又は相手方の生活環境を害することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において個性と能力を十分発揮できる機会を確保すること。
- (2) 男女とも健康で生き生きと暮らせるよう個々の生きる力を身に付けること。
- (3) 男女が互いの人権を尊重し合い、性別を理由として、役割を固定的に決めつける考え又はそれに基づく制度若しくは慣行を見直し、互いに活かし合うこと。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野において活動の計画から評価に至るまでの各過程において参画する機会を確保すること。
- (5) 男女がお互いに協力し合い、家事、育児、介護等の家庭生活と仕事、地域活動等の社会生活との両立に努めること。
- (6) 家庭、学校、職場、地域等あらゆる場において、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに努めること。
- (7) 国際社会における男女共同参画の取組に協力し、連携するよう努めること。

(協働)

第4条 市及び市民等は、男女共同参画社会の実現に協働して取り組むものとする。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念に基づき男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力して施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、様々な分野における活動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会等の確保及び職場における活動と家庭、地域等における活動との両立ができる職場環境の整備に積極的に努めるものとする。

(各種活動団体の責務)

第8条 各種活動団体は、男女共同参画に関する理解を深め、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第9条 教育に携わる者は、教育の果たす役割の重要性を認識し、男女共同参画に関する理解を深める教育に努めるものとする。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第10条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域等社会の様々な場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(基本計画の策定)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 長期的な目標及び総合的な施策
- (2) 施策の推進に必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する重要な事項

3 市は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかに公表するものとする。

(積極的改善措置)

第12条 市は、社会の様々な場における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(体制の整備)

第13条 市は、市民等、国、他の地方公共団体及び関係機関の協力の下に施策を推進するため、体制整備に努めるものとする。

(相談)

第14条 市は、市民等から第10条に規定する性別による差別的取扱い等に関する相談があった場合は、関係機関と連携を図り、相談者に対し、必要な支援を行う等適切に対応

するものとする。

(申出等)

第15条 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について意見があるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、亀山市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

2 市長は、必要に応じ、前項の調査研究の結果を公表するものとする。

(実施状況の公表)

第17条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(亀山市男女共同参画審議会)

第18条 男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、亀山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 基本計画の策定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関すること。

3 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要な事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織し、その数は、原則として男女同数とする。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公募により選出された者

(3) 市内の事業者から推薦された者

(4) 各種活動団体の代表者

(5) 教育に携わる者

(6) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略